

長野県上田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月23日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鹿教湯別所上田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市八木沢字峪下886番の6地先から 上田市八木沢字峪下888番の2地先まで	旧	4.3~7.6 m	0.0730 km
同 上	新	7.6~8.9	0.0730

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

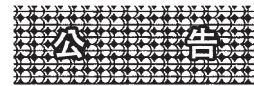
その関係図面は、告示の日から平成24年5月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年4月23日

長野県上田建設事務所長 戸谷勝彦

- 1 路線名 鹿教湯別所上田線
- 2 供用を開始する区間
上田市八木沢字峪下886番の6地先から
上田市八木沢字峪下888番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年4月23日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月23日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度大町市八坂支所衛星系防災行政無線設備撤去工事

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年6月25日まで

(4) 履行場所

大町市八坂支所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている期間中の者でないこと。

(3) 次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 電気通信工事について長野県建設工事入札参加資格を有すること。

イ 建設工事等入札参加者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

ウ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21条）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

エ 種類を同じくする工事（無線設備の撤去（設置・更新等に伴う無線設備の撤去を含む。）工事）を国又は地方公共団体から元請けし、平成14年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。

オ 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年5月8日(火) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎3階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年4月27日(金)午後3時まで以上に上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消 防 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月23日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

自動車税関係諸通知作成業務

(2) 役務の特質

仕様書によります。

(3) 履行期間

平成24年5月11日から平成24年10月15日まで

(4) 入札方法

印刷1枚当たり、データプリント1枚当たり、封入封かん1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落

札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に自動車税に関する同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部税務課

電話 026(235)7051

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年5月7日(月) 午前10時

イ 場所 長野県議員会館 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年5月1日(火)午後5時まで以上に上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者であって、全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び業務仕様書によります。

税 務 課

公告

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成24年4月23日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 試験の期日及び場所
 - (1) 期日
平成24年10月17日(水) 午前10時～
 - (2) 場所
松本市大字島立1020
長野県松本合同庁舎
- 2 試験科目
 - (1) 衛生法規に関する知識
 - (2) 公衆衛生に関する知識
 - (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 3 受験資格
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア クリーニング師試験受験願書(保健福祉事務所、長野市保健所及び長野県健康福祉部食品・生活衛生課に備え置く所定の用紙を用いてください。)
 - イ 履歴書(市販のもの可。写真は不要。)
 - ウ 写真(出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。)
 - エ 受験資格を有する者であることを証明する書類(専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を添付してください。)
 - (2) 受験手数料
受験手数料(7,000円)は、長野県収入証紙により(受験願

書にはり、消印しないでください。)納付してください。

- (3) 受付期間
平成24年8月17日(金)から平成24年8月24日(金)まで(ただし、8月18日(土)・8月19日(日)は除きます。)
- (4) 受付場所
 - ア 県内(長野市を除く)居住者は、その住所地を管轄する保健福祉事務所へ持参してください。
 - イ 長野市内居住者は、長野市保健所へ持参してください。
 - ウ 県外居住者は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課へ持参若しくは送付してください。
郵送等による受験申込みは、卒業証明書(原本)を提出する場合のみとし(卒業証書の原本又は写しの提出は不可)、書留又は簡易書留等確実な方法により送付してください。(県庁専用郵便番号 380-8570)平成24年8月24日までの消印があるものに限り受け付けます。
- 5 受験票の交付
受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- 6 その他
 - (1) 合格者は、平成24年11月7日(水)午前9時に県庁、受験願書を受け付けた保健福祉事務所及び長野市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者に郵送で通知します。
 - (2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健福祉事務所、長野市保健所又は長野県健康福祉部食品・生活衛生課にしてください。(郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)

食品・生活衛生課

公告

松本市神林土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月23日

長野県松本地方事務所長 北 原 政 彦

理 事

新 任

氏 名	住 所
塩 原 治	松本市大字神林642番地
渡 辺 泰 朋	松本市大字神林193番地1号
百 瀬 淳	松本市大字神林1737番地
上 原 史 明	松本市大字神林2728番地3
村 山 修 一	松本市大字神林1898番地1
武 居 茂 樹	松本市大字今井2604番地

重 任

氏 名	住 所
上 條 安 森	松本市大字神林251番地1
上 原 悦 男	松本市大字神林2433番地
塩 原 俊 寿	松本市大字神林619番地1
筒 井 武 義	松本市大字和田3212番地4

退 任

氏 名	住 所
小 澤 正 廣	松本市大字神林1928番地1

上 條 武 二 松本市大字神林717番地 5
 古 畑 秀 至 松本市大字神林231番地16
 赤 羽 昇 松本市大字神林3313番地
 三 村 幸 一 松本市大字神林2261番地 2
 小 松 輝 雄 松本市大字今井6684番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
三 村 幸 一	松本市大字神林2261番地 2
田 中 多喜男	松本市大字神林626番地
倉 科 敏 信	松本市大字神林3547番地

退 任

氏 名	住 所
上 條 智 男	松本市大字神林11番地
上 原 史 明	松本市大字神林2728番地 3
小 松 重 喜	松本市大字神林4095番地 5

農地整備課

公 告

安曇野市等々力土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月23日

長野県松本地方事務所長 北 原 政 彦

理 事

新 任

氏 名	住 所
望 月 俊 明	安曇野市穂高2917番地

重 任

氏 名	住 所
望 月 茂 治	安曇野市穂高4024番地
松 本 一 男	安曇野市穂高8580番地14
望 月 雄一郎	安曇野市穂高2748番地
望 月 茂 蔵	安曇野市穂高2714番地
須 澤 美恵子	安曇野市穂高3171番地
高 山 勝	安曇野市穂高4502番地
浅 川 幸 彦	安曇野市穂高2931番地 3

退 任

氏 名	住 所
小 林 章 吉	安曇野市穂高3987番地17

監 事

重 任

氏 名	住 所
宇留賀 正 志	安曇野市穂高4236番地
等々力 進	安曇野市穂高3108番地

農地整備課

公 告

中野市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年4月23日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

理 事

新 任

氏 名	住 所
小 池 和 幸	中野市大字安源寺444番地 1
市 村 博 文	中野市大字安源寺679番地
清 水 隆	中野市大字栗林576番地
小 林 定 司	中野市大字立ヶ花290番地
有 賀 久 男	中野市大字牛出210番地
春 原 紀 行	中野市大字草間747番地
保 科 政 次	中野市大字七瀬265番地
小 林 巧	中野市大字七瀬184番地
馬 場 伸一郎	中野市大字大俣90番地
浅 沼 富 夫	中野市大字大俣114番地
永 井 寛 彦	中野市大字田麦1140番地
高 橋 恒 善	中野市大字上今井535番地
藤 田 清 隆	中野市大字上今井2675番地 1
小 林 雅 幸	中野市大字上今井616番地

重 任

氏 名	住 所
小 林 広 行	中野市大字安源寺1125番地 1
涌 田 晴 央	中野市大字栗林238番地 1
小 林 宗 和	中野市大字草間701番地
北 原 次 男	中野市大字草間1696番地
芋 川 一 浩	中野市大字立ヶ花103番地 2
長 針 義 人	中野市大字七瀬246番地
山 岸 平 和	中野市大字厚貝208番地
岩 下 真寿美	中野市大字田麦76番地
阿 藤 秀 雄	中野市大字大俣112番地
小田切 治 世	中野市中央三丁目 4 番16号

退 任

氏 名	住 所
市 村 安 友	中野市大字安源寺867番地 2
清 水 隆 一	中野市大字栗林666番地
町 田 榮	中野市大字栗林298番地
芝 内 敏 幸	中野市大字草間932番地
小 林 邦 彦	中野市大字草間826番地
高 山 竹 男	中野市大字牛出505番地
高 橋 弘 文	中野市大字田麦27番地
高 波 洋	中野市大字七瀬201番地
藤 澤 昭 雄	中野市大字七瀬235番地
浅 沼 泉	中野市大字大俣182番地
浅 沼 勇二郎	中野市大字大俣116番地
神 田 壽 一	中野市大字上今井2676番地 2
小 林 幸 孝	中野市大字上今井617番地
神 田 廣 久	中野市大字上今井2746番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
-----	-----

町田 芳平 中野市大字栗林326番地
 小林 邦彦 中野市大字草間826番地
 藤澤 昭雄 中野市大字七瀬235番地
 篠原 修 中野市大字田麦906番地

重任
 氏名 住所
 小林 健一 中野市大字上今井2652番地1

退任
 氏名 住所
 宮島 達司 中野市大字安源寺808番地2
 芋川 太郎 中野市大字草間1662番地1
 宮川 建夫 中野市大字田麦915番地
 栗原 清人 中野市大字大俣30番地

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成24年4月23日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

理事

重任
 氏名 住所
 母袋 創一 上田市下塩尻734番地1
 高遠 和秋 上田市上塩尻559番地
 春原 左利 上田市上塩尻904番地2
 茅野 孝雄 上田市常磐城3丁目11番13号
 中村 力 上田市上田原300番地
 丸山 正幸 上田市中之条272番地
 堀内 熙 上田市小牧649番地
 小林 良一 上田市福田35番地5
 小林 隆利 上田市古安曾1217番地2
 生島 常吉 上田市小島710番地

監事

重任
 氏名 住所
 橋詰 勝典 上田市秋和876番地
 田鹿 征男 上田市上田原333番地
 早川 慶寿 上田市富士山3300番地1

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年4月23日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

- 1 許可番号 平成23年11月18日
長野県上小地方事務所指令23上小地建第5-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市古里字紋蔵2060-1、2060-5、2060-6、2060-7、2060-8、2060-9、2060-10、2060-11、2060-12
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市大手2-7-10
信州うえだ農業協同組合 代表理事組合長 芳坂 栄一

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成24年4月23日

長野県松本地方事務所長 北原 政彦

- 1 許可番号 平成24年2月8日
長野県指令23建指第11-17号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘堅石字下原807-1、807-2、807-3の内、807-4の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘原新田573-6
有限会社 小林不動産 代表取締役 小林 茂水
塩尻市大字広丘堅石807-4 山崎 隆史

建築指導課